

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月か昭和〇年〇月までA所在のB会社C炭鉱において、約26年間、粉じん作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2、PR<sub>1</sub>、合併症続発性気管支炎、療養要」と決定され、同年〇月〇日を症状確認日として、労災保険により加療を受けていたが、平成〇年〇月〇日死亡した。

D病院の死亡診断書によると、直接死因として「肺炎」、肺炎の原因として「じん肺」、じん肺の原因として「労災」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人は、被災者の死亡はじん肺により発症した肺炎の急性増悪により死亡したものであり、業務によるものである旨主張しているため、以下検討する。

(2) E医師作成の平成〇年〇月〇日付け死亡診断書には、「直接死因：肺炎、肺炎の原因：じん肺」と記載されており、D病院診療録には、要旨、「主病名：間質性肺炎、ステロイド治療、パルス治療を行ったが軽快せず、呼吸不全が急速に悪化し死亡した。」と記載されている。

(3) F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日に咳発作の増加で来院、肺炎の合併症が認められ、入院加療で症状は一時改善したが、その後、急速に病状悪化し呼吸不全で死亡した。肺陰影の悪化像より、肺炎を直接死因としている。肺炎とじん肺との関連については、じん肺による肺組織の破壊があり、これに肺炎が加わると重い障害が出現する。従って、肺炎とじん肺との関連は明らかに存在する。」と述べている。

(4) 一方、G医師は、付け意見書において、要旨、「直接死因については、D病院の診療録から間質性肺炎の急性増悪にて死亡したものと判断する。死亡とじん肺との相当因果関係については、じん肺は管理区分決定時からPR<sub>1</sub>の状態推移しており、著しい肺機能障害も認められず、続発性気管支炎も重篤なものとは認められないことから、急激に生命維持に危険を及ぼすような状態とは認められない。短期間で急激に進行した間質性肺炎により死亡したものであり、現時点では、じん肺と間質性肺炎の因果関係は不明とされており、じん肺症及

び合併症との相当因果関係は認められない。」と述べている。

(5) さらに、H医師は平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、要旨、「じん肺管理区分決定時はPR<sub>1</sub>であり、死亡直前までのじん肺の病像を読影できるX P、C Tを読影した結果、PR<sub>1</sub>相当のまま変化なく推移した。平成〇年〇月〇日撮影のC Tにて、両下葉を中心とした間質性肺炎が認められ、その後に撮影されたC Tにて間質性肺炎の増悪が認められ、平成〇年〇月〇日撮影のC Tにおいては、明らかな増悪が認められる。過去の肺機能検査を見ると、%肺活量の数値に若干の落ち込みが認められるが、1秒率ほぼ80から90%台で推移し、じん肺による著しい肺機能障害があったとは認められない。直接死因とその原因については、平成〇年〇月〇日頃に間質性肺炎を発症し、再増悪を起こし、心不全も増悪し、呼吸・循環不全で死去した。急性間質性肺炎は両側下葉のすりガラス様陰影であり、主病巣の部位や陰影の性状も異なり、じん肺が急性増悪したものではなく、急性間質性肺炎はじん肺及び続発性気管支炎とは異なる病因で発症したと考えられる。また、じん肺及び続発性気管支炎も概ね安定して推移して、重篤なものでなかったことから、死亡との相当因果関係は認められない。」と述べている。

(6) 当審査会は上記各医師による意見等を踏まえ、本件における審査資料等を改めて精査した結果、G医師及びH医師の意見は妥当であり、被災者の死因は間質性肺炎の急性増悪によるものと判断する。

(7) そこで、被災者の急性間質性肺炎による死亡とじん肺及びその合併症との関係についてみると、E医師及びF医師は、急性間質性肺炎とじん肺との因果関係について、あくまでも可能性を指摘したものに過ぎないものであるのに対し、上記G医師及びH医師の「被災者のじん肺は、管理区分決定時と変化なくPR<sub>1</sub>相当で推移しており、著しい肺機能障害の所見も認められないことから、急性間質性肺炎とじん肺及び続発性気管支炎との相当因果関係は認められない。」との意見は画像所見等に照らし妥当であることから、当審査会としては被災者の死亡とじん肺及びその合併症との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。